

海老名市教育委員会

(令和6年 2月 定例会議事日程)

日時 令和6年2月9日(金)

午後3時30分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

【審議事項（公開予定）】

日程第1 議案第2号 海老名市文化財保護審議会への諮問について

日程第2 議案第3号 海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針について

【審議事項（非公開予定）】

日程第3 議案第4号 物品の取得に関する意見の申出について

日程第4 議案第5号 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第5 議案第6号 令和6年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第6 議案第7号 市費負担加配教員の配置について



海老名市教育委員会

令和5年度

2月定例会



【教育長報告】

1 主な事業報告

- 1月24日(水) 教育委員会1月定例会
教育課題研究会
初任者授業参観(柏ヶ谷小)
- 25日(木) 初任者授業参観(有鹿小)
びなマルシェ
県人材確保育成推進協議会説明(オンライン)
社家小学校臨時保護者会
- 26日(金) 社家小学校朝の立哨
社家小心のケアサポートチーム配置
- 28日(日) 海老名市駅伝競走大会・えびなっ子駅伝
新春はやし叩き初め大会
中学校部活動野球部合同練習視察
市中総文展示部門見学
- 29日(月) 大和・座間・綾瀬・海老名四市教育部長会
- 30日(火) 市長定例記者会見
ひびきあう教育実践研究発表会(大谷中)
柏ヶ谷中生徒能登半島地震義援金市長面会
- 31日(水) 学校応援団連絡会
合格祈願豆腐贈呈セレモニー(柏ヶ谷中)
今泉小屋外倉庫視察
いじめ問題対策連絡協議会
令和6年度新採用教職員予定者面接





- 2月 1日 (木) 濱田教育委員辞令交付式
朝のあいさつ運動 (門沢橋小)
2月校長会議
学校予算調整会議
中学3年生へのスマホスタンド寄贈面会
令和6年度新採用教職員予定者面接
- 2日 (金) ひびきあう教育実践研究発表会 (社家小)
・メッセージ対応
令和6年度新採用教職員予定者面接
- 4日 (日) 福祉のまちづくり表彰式典
- 5日 (月) 大谷小朝会 (大谷グローブお披露目)
雪の情報連絡会を受けて部内除雪等対応
・一斉下校
・6日登校1時間遅れ
- 6日 (火) 職員除雪対応 (早朝・午後)
雪の情報連絡会
よりよい授業づくり特別版 (東柏ヶ谷小)
- 7日 (水) 令和6年度学校委託金に係る学校説明会
アメフト関係者面会
学校歯科医代表者面会
食の創造館別館開館記念式典打合せ
- 8日 (木) 2月教頭会議
えびなの教育編集会議
県央教育事務所管内教育長会議
教育支援センター運営協議会
白石市教育実践シンポジウムオンライン (理事対応)
- 9日 (金) 教育委員会2月定例会
教育課題研究会
議員全員協議会
県教委市町村教育長会議 (理事対応)





2 石川県の全小中学校が学校再開

6日に、能登半島地震で休校となっていた石川県内の小中学校、すべてが学校再開したということです。

報道では、こどもたちの「久しぶりに友だちに会えること、いっしょに遊べること」のうれしい声が流れていました。

私は、学校再開に向けての教育関係者の努力を思い、よかったと安堵したところです。

地震や津波等の大規模災害の発災直後は、被災者の救助や避難が最優先となり、学校は避難所となっていることから、学校教育活動を中止し、被災者の安全と健康を守るための生活の場となります。

そして、これまでの災害では、学校教職員が中心となって、市町村職員、地域の方々が協働して避難所運営を行ったケースが多く見られます。

もちろん、海老名市では、災害に備えて避難所の運営訓練等を積み重ねていて、その訓練のとおり避難所が開設されることですが、教職員、市職員、地域の方々も被災者であり、発災が勤務時間中であれば、こどもたちの安全確保が教職員の一義的な使命となりますが、避難の方々が学校に避難してきた場合は、教職員がその窓口にならざるを得ないこととなります。

東日本大震災では、多くの教職員が自らも被災したにもかかわらず、家に帰ることなく避難所運営に携わったという例が紹介されたところです。

私としては、海老名市の教職員も、厳しい状況でも同様の対応をするだろうと思うところです。

しかしながら、教育委員会、学校のもう一つの使命は、被災者の対応を優先としながらも、できるだけ早く学校再開するための対策を考えるということになります。

こどもたちの学びを保障するという意味で、能登地方の中学校の緊急的な集団避難もそのひとつだと考えられるところですが、実は、これは学校再開そのものということではありません。

なぜなら、被災者の一番の願いは、安全安心を確保しながらも、自分の住んでいる町の復旧・復興だからです。



被災者にとって、災害の大きさにもよりますが、自らの生活再興は容易な歩みではありません。また、多くの時間を要するものでもあります。

そのような中でも、町の、地域の学校が再開され、子どもたちがそこで学校生活を送るということは、被災者にとって、復旧・復興に向けての大きな励みになることでしょう。

被災者のみなさんは、子どもたちの声をもどってくることで、元気づけられることでしょう。

これからの復旧・復興への長い歩みの後押しになることでしょう。

私としては、学びを保障することとともに、学校再開をそのような意味で価値づけています。

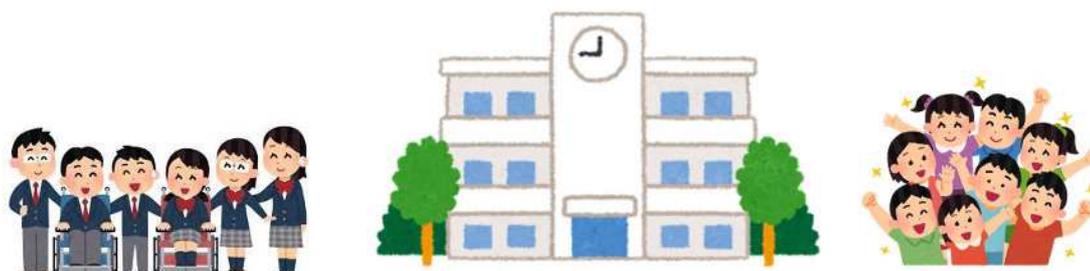
災害は、いつ起こるかわかりません。

海老名市においても、この瞬間に起こっても不思議ではありません。

災害発生後、私たちのやるべきことは、被災者の救助と避難、安全の確保ですが、私は、同時に、職の責任として、教育委員会として、少しでも早い学校の再開に向けた方策を模索しなければならないと考えているところです。

将来を担う子どもたちが集まる学校は、町の、地域の活力です。

以上です。



議案第2号

海老名市文化財保護審議会への諮問について

別紙のとおり、海老名市文化財保護審議会への諮問について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市登録文化財の登録について、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行うため

海老名市文化財保護審議会への諮問について

1 概要

海老名市文化財保護条例第7条に基づく海老名市登録文化財の登録について、同条例第28条第3項の規定に基づき、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行いたいことから、議決を求める。

2 諮問理由

三日月井戸及び独鈷井戸は、上今泉四丁目に所在する湧水で、金龍山常泉院の境内地とその隣接地に所在する。市域に存する数少ない湧水で、『新編相模国風土記稿』によれば、天文19(1550)年に再建された常泉院は「境内深谷中より清泉常に湧出する」ことから寺号としたとされている。寺院に関連する井戸として、また近代は近隣住民の飲料水として利用されていたことが知られるとともに、弘法大師に係わる伝説が昔話として伝えられている。

地域の歴史を知るため貴重であり、保存及び活用のための措置が必要と認めることから、海老名市登録文化財として登録したいため。

3 諮問文書案

別紙のとおり

4 登録文化財候補

- | | | |
|-----|------|-------|
| (1) | ・名称 | 三日月井戸 |
| | ・員数 | 1 |
| | ・区分 | 登録史跡 |
| | ・所有者 | 松樹俊弘 |
| (2) | ・名称 | 独鈷井戸 |
| | ・員数 | 1 |
| | ・区分 | 登録史跡 |
| | ・所有者 | 海老名市 |

●根拠条例（抜粋）

○海老名市文化財保護条例

（文化財の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（略）

(5) 記念物 次に掲げるものをいう。

ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

イ 庭園、湧泉その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

ウ 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

（登録）

第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(法、県条例又は若しくは第5条の規定による指定を受けたもの又は法の規定による登録を受けたものを除く。)のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録することができる。

（略）

(5) 海老名市指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの(以下「市指定史跡」という。)

（設置等）

第28条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき教育委員会に海老名市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

（略）

(4) 市登録文化財の登録及びその抹消

(案)

令和6年 月 日

海老名市文化財保護審議会会長殿

海老名市教育委員会

海老名市登録文化財の登録について（諮問）

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日海老名市条例第8号）第7条に基づく海老名市登録文化財の登録について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

海老名市登録文化財の登録について

2. 諮問の理由

室町時代に再建された寺院ゆかりの井戸であり、弘法大師に関する昔話が伝えられている。市域に存する数少ない湧水で、地域の歴史を知るため貴重であり、保存及び活用のための措置が必要と認めるため。

3. 登録文化財の候補

- (1) 名 称 三日月井戸
- (2) 員 数 1件
- (3) 区 分 登録史跡
- (4) 土地所有者 松樹俊弘

(案)

令和6年 月 日

海老名市文化財保護審議会会長殿

海老名市教育委員会

海老名市登録文化財の登録について（諮問）

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日海老名市条例第8号）第7条に基づく海老名市登録文化財の登録について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

海老名市登録文化財の登録について

2. 諮問の理由

寺院山門脇にある井戸であり、昭和30年頃まで近隣住民の生活用水として利用されていた。また弘法大師に関する昔話が伝えられている。市域に存する数少ない湧水で、地域の歴史を知るため貴重であり、保存及び活用のための措置が必要と認めるため。

3. 登録文化財の候補

- | | |
|-----------|------|
| (1) 名称 | 独鈷井戸 |
| (2) 員数 | 1件 |
| (3) 区分 | 登録史跡 |
| (4) 土地所有者 | 海老名市 |

名称： 三日月井戸（みかづきいど）
区分： 登録史跡
所在地： 海老名市上今泉四丁目 841 番 1 の一部
員数： 1
面積： 396 m²のうちの一部
所有者： 松樹俊弘
時代： 室町時代～昭和 30 年代

説明：三日月井戸は、常泉院（上今泉四丁目 3 番 1 号）の敷地内にある湧水池である。東側は崖となっており、周囲は半月状に石積みで囲まれ、コンクリートで井戸状に構築されている。通常時で水深は 0.7～0.8m を測る。水位は大雨の際には上昇するが、1 年を通じて保たれており、枯れることはない。

天文 19（1550）年に再建された常泉院は、「境内深谷中より清泉常に湧出するを以寺号を得たり」（『新編相模国風土記稿』）とされており、本井戸が寺号の由来になったものとみられている。上水道敷設以前は寺院の生活用水として利用されていた。

別名「法師様の井戸」と呼ばれ、弘法大師が杖で地面をたたいたところ泉がわいたという伝説がある。

市域に存する数少ない湧水で、環境省の「湧水保全ポータルサイト」により神奈川県のおすすめ湧水の一つとして紹介されている。



三日月井戸（南から）

名称： 独鈷井戸（どうこいど・どっこいど）
区分： 登録史跡
所在地： 海老名市上今泉四丁目 847 番 4 の一部
員数： 1
面積： 24.79 m²
所有者： 海老名市
時代： 近世～昭和 30 年代

説明：独鈷井戸は、常泉院（上今泉四丁目 3 番 1 号）の山門脇にある湧水池である。周囲は石積みで囲まれており、北東側は崖状に高く、南西側には独鈷井戸に向かう道があった。通常時の水深は 0.4～0.5m であるが、安全のため埋め戻されており、以前は現在より深かった。水位は大雨の際には上昇するが、1 年を通じて保たれており、枯れることはない。

昭和 30 年頃までは近隣民家の生活用水として利用され、やや離れた 3 戸では竹を継ぎ、簡易水道としていた。

独鈷井戸は地元では「どうこいど」と呼ばれ、三日月井戸と同様に弘法大師が杖で地面をついたところ水がわいたという伝説がある。

市域に存する数少ない湧水で、環境省の「湧水保全ポータルサイト」により神奈川県 の 代 表 的 な 湧 水 の 一 つ と し て 紹 介 さ れ て い る。



独鈷井戸（南西から）

議案第3号

海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針について

別紙のとおり、海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針について、決定いただきたい
ため

海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針について

1 新たな部活動の在り方に関する方針について

令和6年1月24日の定例教育委員会に置いて、令和5年度新たな部活動の在り方検討委員会から提出された「新たな部活動の在り方に関する報告書」を受け、海老名市教育委員会として、標記方針を策定する。

2 方針の概要

- (1) 海老名市における「新たな部活動」のめざす姿について
- (2) 海老名市の新たな部活動の在り方に関する方針について
 - ①持続可能で発展的な「えびな型地域部活動」の形づくり
 - ②部活動数維持のための環境整備
 - ③合同練習・合同部活動の推進
 - ④柔軟な部活動形態の導入
 - ⑤部活動における公共施設利用の促進
 - ⑥細やかで丁寧な対応を基本とした部活動改革
 - ⑦管理運営組織の段階的立ち上げ

3 今後のスケジュール

- 2月 教育委員会定例会
 - 「海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針」の審議・決定
- 第7回検討委員会
 - 「海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針」について
 - 今後のえびな型地域部活動について
 - 令和6年度の取組について
- 3月 政策会議・最高経営会議
 - 「海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針」の報告

海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針（案）

海老名市中学校の部活動については、平成 30 年 1 月に「海老名市部活動方針」を定め、その活動を市全体として進めてきた経緯がある。

しかしながら、時代の変化とともに部活動自体の存続が危惧される状況が生まれつつあり、生徒たちの主体的な活動の場を保障するための計画的な取組が望まれているところである。

このようなことから、海老名市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 4 年 12 月）を踏まえ、現在の部活動の在り方を見直し「地域クラブ活動」へ移行していくため、海老名市における「新たな部活動」のめざす姿を次のように捉えた上で方針を定め、海老名市の部活動改革を進めていく。

令和 6 年 2 月 9 日
海老名市教育委員会

海老名市における「新たな部活動」のめざす姿

○「海老名市部活動のねらい」注) 達成のため、学校・地域・保護者が協働し、生徒の充実した活動を保障する。

○これまでの「学校単位の部活動」から、「市全体の部活動」という考えに移行することで、生徒の継続的かつ発展的な活動の保障、多様化する興味関心への対応、教員の働き方改革を進める。

○これからの時代を生き抜く子どもたちには可能な限り多くの大人が関わり、人格形成の幅を広げることが望ましいという観点から、教員のみならず地域の人材やスポーツ・文化芸術関係者等、多くの指導者・支援者が部活動に関わり支えていく体制を構築する。

注) 「海老名市部活動方針」（平成 30 年 1 月策定）には、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力や、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力、さらに生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てることなどを「海老名市部活動のねらい」として示している。

海老名市における新たな部活動の在り方に関する方針

1. **持続可能で発展的な「えびな型地域部活動」の形づくり**

国の求める「地域クラブ活動」を目指した地域移行を最終目標としながらも、そこに至るまでの課題の解決と円滑な移行を考えると、海老名市としては「地域連携」から取り組み、生徒たちの主体的な活動を保障するための、持続可能で発展的な「えびな型地域部活動」の形作りを段階的に進めていく。

2. **部活動数維持のための環境整備**

今後、部活動顧問となる教員の減少により部活動数が半減してしまうことが考えられることから、まずは、部活動数の維持に努めていただきたい。そのために、希望する教員が部活動顧問を継続していくための環境整備を進めるとともに、教員以外でも顧問となることができる部活動指導員を適宜配置していく。

3. **合同練習・合同部活動の推進**

「休日等の合同練習・合同活動」を積極的に取り入れ、より多くの仲間や指導者と活動をすることにより、生徒の活動充実をめざすとともに教員の負担軽減を図っていただきたい。また、合同練習・合同活動に部活動指導員や部活動支援員が関わることは地域連携・地域移行を進める第一歩となることから、市としてそれらの活動を支援し、推進していく。

4. **柔軟な部活動形態の導入**

児童生徒・保護者・教員アンケートで最も期待値の大きい「生徒が選択できる部活動数の拡大」を実現させるため、現存する部活動数を維持しつつ、「隣接中学校型の合同部活動」や「拠点校型の合同部活動」を設置する等、柔軟な部活動形態を導入していく。

5. **部活動における公共施設利用の促進**

多様な部活動、柔軟な部活動形態に対応するために、中学校施設のみならず、小学校を含む市の施設を可能な範囲で部活動が活用できるようにし、活動の充実を図るとともに生徒の移動等による負担の軽減を図っていく。

6. **細やかで丁寧な対応を基本とした部活動改革**

部活動としての課題やニーズは各校・各部活動により様々であることから、個々の部活動に寄り添った丁寧な対応に努めていただきたい。また、生徒や保護者への説明を丁寧に行い、共に部活動改革を進めていく。

7. **管理運営組織の段階的立ち上げ**

これらの新たな「えびな型地域部活動」の管理運営を学校が行うことは難しいと判断されるため、持続可能で安全安心な部活動の実現のためには、海老名市全体の部活動を管理運営する組織が必要である。よって、市全体の部活動設置状況の管理、部活動指導員等の配置や管理・研修、活動計画・活動場所の調整と周知、活動に係る予算管理等の機能を果たす事務局としての組織を段階的に立ち上げていく。

議案第4号

物品の取得に関する意見の申出について

別紙のとおり、物品の取得に関する意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

物品の取得について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

議案第5号

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

別紙のとおり、令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したため

議案第6号

令和6年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の
申出について

別紙のとおり、令和6年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和6年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

議案第7号

市費負担加配教員の配置について

別紙のとおり、市費負担加配教員の配置について、議決を求める。

令和6年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

市費負担加配教員の配置校を決定したいため